

平成十九年厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

- 一 亜硝酸イソブチル
- 二 亜硝酸イソプロピル
- 三 亜硝酸イソペンチル
- 四 亜硝酸三級ブチル
- 五 亜硝酸シクロヘキシル
- 六 亜硝酸ブチル
- 七 四―アセチル―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 十 四―アセトキシ―N・N―ジアルルトリプタミン及びその塩類
- 十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- 十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリプタミン及びその塩類
- 十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類
- 十四 N―(―アダムンチル)―(―五―クロロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十五 N―(―アダムンチル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十六 N―(―アダムンチル)―(―テトラヒドロ―二―ピラン―四―イル)メチル
- 十七 N―(―アダムンチル)―(―テトラヒドロ―二―ピラン―四―イル)メチル
- 十八 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十九 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十一 N―(―アダムンチル)―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十二 一―アダマンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十三 一―アダマンチル(二―ペンチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
- 二十四 N―(―アダマンチル)―(―ペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十五 一―アダマンチル(二―(―メチルペリジン―二―イル)メチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類

- 二十六 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十七 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―ブチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十八 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十九 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十一 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十二 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十三 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十四 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ヘキシル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十五 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ベンジル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ペンタ―四―エン―二―イル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十七 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十八 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ベンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十九 N―(―アミノ―(―四―プロモ―二―五―ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類
- 四十 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―五―クロロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十一 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十二 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十三 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十四 二―(―四―アリルオキシ―三―五―ジメトキシフェニル)エタニン及びその塩類
- 四十五 七―アリル―N・N―ジエチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 四十六 二―(イソプロピルアミノ)―(二―(三―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
- 四十七 一―(四―イソプロピルスルファニル)―二―五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 四十八 N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 四十九 N―イソプロピル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 五十 一酸化二窒素
- 五十一 インダミン―二―アミン及びその塩類

五十二 一 (インダン一五一イル) 一ニ (ピロリジン一イル) ブタン一オン及びその塩類  
 五十三 一 (インダン一五一イル) 一ニ (ピロリジン一イル) ヘキサ一オン及びその塩類  
 五十四 (二H一インドール一三三イル) (二・二・三・三) テトラメチルシクロプロパン一イル) メタノン及びその塩類  
 五十五 一 (一H一インドール一五一イル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 五十六 二 (エチルアミノ) 一 (インダン一五一イル) ブタン一オン及びその塩類  
 五十七 二 (エチルアミノ) 一 (インダン一五一イル) ペンタン一オン及びその塩類  
 五十八 三 (一 (エチルアミノ) シクロヘキシル) フェノール及びその塩類  
 五十九 二 (エチルアミノ) 一 (チオフェン一ニ一イル) シクロヘキサノン及びその塩類  
 六十 二 (エチルアミノ) 一 (三ヒドロキシフェニル) シクロヘキサノン及びその塩類  
 六十一 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類  
 六十二 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類  
 六十三 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類  
 六十四 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類  
 六十五 N一エチル一ニジフェニルエチルアミン及びその塩類  
 六十六 エチル三・三ジメチル一ニ (一ペンチル一H一インダゾール一三カルボキサミド) ブタノアールト及びその塩類  
 六十七 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類  
 六十八 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) N一 (ニメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類  
 六十九 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) メチルフェノール及びその塩類  
 七十 一 (四一エチルスルファニル一ニ・五ジメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 七十一 N一エチル一四ヒドロキシNプロピトリブタミン及びその塩類  
 七十二 N一エチル一四ヒドロキシNメチトリブタミン及びその塩類  
 七十三 一 (四一エチルフェニル) N一 (ニメトキシベンジル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 七十四 エチル二 (四一フルオロフェニル) 一ニ (ビペリジン一ニ一イル) アセテート及びその塩類  
 七十五 N一エチル一 (二フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 七十六 N一エチル一 (三フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 七十七 N一エチル一 (四フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 七十八 三エチル一 (三フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類  
 七十九 エチル二 (四一フルオロフェニル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三メチルブタノアールト及びその塩類  
 八十 エチル二 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三・三ジメチルブタノアールト及びその塩類  
 八十一 エチル二 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三メチルブタノアールト及びその塩類  
 八十二 エチル二 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三・三ジメチルブタノアールト及びその塩類  
 八十三 エチル二 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三メチルブタノアールト及びその塩類  
 八十四 三 (二一エチル (プロピル) アミノ) エチル一H一インドール一四一イルIIアセテート及びその塩類

八十五 N一エチルNメチトリブタミン及びその塩類  
 八十六 N一エチルNニ (二 (五一メトキシ一H一インドール一三三イル) エチル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 八十七 N一エチル一 (三ニメトキシフェニル) シクロヘキサ一ニアミン及びその塩類  
 八十八 N一エチル一 (四ニメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 八十九 二 (四一エトキシ一三・五ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類  
 九十 一 (四一エトキシ一三・五ジメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 九十一 二 (四一エトキシベンジル) 一五ニトロ一 (二 (ビペリジン一ニ一イル) エチル) ベンゾイミダゾール及びその塩類  
 九十二 二 (一オキソ一フェニルプロパン一ニ一イル) イソインドリン一・三ジオン及びその塩類  
 九十三 キノリン一八一イルII一 (シクロヘキシルメチル) 一H一インドール一三カルボキシラート及びその塩類  
 九十四 キノリン一八一イルII三 (四一四一フルオロペリジン一ニ一イル) スルホニル一四一メチルベンゾアールト及びその塩類  
 九十五 キノリン一八一イルII一 (四一フルオロペンシル) 一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類  
 九十六 キノリン一八一イルII一 (四一フルオロペンシル) 一H一インドール一三カルボキシラート及びその塩類  
 九十七 キノリン一八一イルII一 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類  
 九十八 キノリン一八一イルII一ペンチル一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類  
 九十九 キノリン一八一イルII一ペンチル (二H一インドール) 一三カルボキシラート及びその塩類  
 百 五クロロ一三エチルNニ (四一 (ビペリジン一ニ一イル) フェネチル) 一H一インドール一ニカルボキサミド及びその塩類  
 百一 二 (四一クロロ一ニ・五ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類  
 百二 二 (四一クロロ一ニ・五ジメトキシフェニル) N一 (三・四・五トリメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類  
 百三 二 (四一クロロ一ニ・五ジメトキシフェニル) N一 (ニフルオロペンシル) エタンアミン及びその塩類  
 百四 二 (四一クロロ一ニ・五ジメトキシフェニル) メチルフェノール及びその塩類  
 百五 一 (四一クロロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類  
 百六 二 (二クロロフェニル) 一 (ニペンチル一H一インドール一三三イル) エタノン及びその塩類  
 百七 N一 (四一クロロフェニル) 一ニメチルN一 (ニフェネチルビペリジン一四一イル) プロパンアミド及びその塩類  
 百八 一 (四一クロロフェニル) N一メチルプロパン一ニアミン及びその塩類  
 百九 二 (三クロロフェニル) 一三メチルモルフォリン及びその塩類  
 百十 サルビノリンA  
 百十一 一 (四一シアノブチル) N一 (ニフェニルプロパン一ニ一イル) 一H一ピロロ [二・三・b] ピリジン一三カルボキサミド及びその塩類  
 百十二 N一ニジエチルプロピトリブタミン及びその塩類  
 百十三 三ニジエチルアミノ一ニ (ニジメチルプロピルII四一アミノベンゾアールト及びその塩類

- 百十四 N・N―ジエチル―七―エチル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキサヒドロインドロ  
 「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 百十五 N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- 百十六 N・N―ジエチル―七―メチル―四―プロピオニル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキ  
 サヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 百十七 N・N―ジエチル―七―メチル―四―ペンタノイル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキ  
 サヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 百十八 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
- 百十九 ――(シクロブチルメチル)―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―イン  
 ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 百二十 ――(シクロブチルメチル)―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―イン  
 ドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 百二十一 四―(シクロプロピルカルボニル)―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六  
 a・七・八―九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及び  
 その塩類
- 百二十二 二―(シクロヘキシルアミノ)――(三・四―メチレンジオキシフェニル)―ブタン  
 ――オン及びその塩類
- 百二十三 二―シクロヘキシル――フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)―エタン―一―オ  
 ン及びその塩類
- 百二十四 二―「二―(シクロヘキシルメチル)―H―インドル―三―イル」(四―メトキシナフ  
 ――三―メチルブタン酸及びその塩類
- 百二十五 「二―(シクロヘキシルメチル)―H―インドル―三―イル」(ナフタレン―一―  
 イル)メタン及びその塩類
- 百二十六 「二―(シクロヘキシルメチル)―H―インドル―三―イル」(四―メトキシナフ  
 タレン―一―イル)メタン及びその塩類
- 百二十七 五―(シクロヘキシルメチル)―二―(二―フェニルプロパン―二―イル)―二・五  
 ―ジヒドロ―H―ピリド「四・三―b」インドル―一―オン及びその塩類
- 百二十八 一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- 百二十九 二―(三・四―ジクロロフェニル)―二―(ピペリジン―二―イル) 酢酸メチルエス  
 テル及びその塩類
- 百三十 四―(三・四―ジクロロフェニル)―七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四―テ  
 トラヒドロイソキノリン及びその塩類
- 百三十一 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル)―二―(ピロリジン―一―イル)  
 ペンタン―一―オン及びその塩類
- 百三十二 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル) プロパン―二―アミン及びその  
 塩類
- 百三十三 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―六―イル) プロパン―二―アミン及びその  
 塩類
- 百三十四 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル)―N―メチルプロパン―二―アミ  
 ン及びその塩類
- 百三十五 一・二―ジフェニル―二―(ピロリジン―一―イル)エタン―一―オン及びその塩類
- 百三十六 ジフェニル(ピロリジン―二―イル)メタン―一―オン及びその塩類
- 百三十七 二―(ジフェニルメチル)ピペリジン及びその塩類
- 百三十八 二―(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類
- 百三十九 一―「二・二―ジフルオロベンゾ「d」」「二・三」ジオキソール―五―イル)メチ  
 ル」ピペラジン及びその塩類
- 百四十 N・N―ジプロピルトリプタミン及びその塩類
- 百四十一 (二・四―ジメチルアゼチジン―一―イル)―(七―メチル―四・六・六 a・七・八・  
 九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―イル)メタン及びその塩類
- 百四十二 二―「ジメチルアミノ」メチル」―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサ  
 ノール及びその塩類
- 百四十三 一―(三・四―ジメチルフェニル)―二―(エチルアミノ)ブタン―一―オン及びそ  
 の塩類
- 百四十四 一―(三・四―ジメチルフェニル)―二―(エチルアミノ)ペンタン―一―オン及び  
 その塩類
- 百四十五 一―(三・四―ジメチルフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―  
 オン及びその塩類
- 百四十六 二―「二・五―ジメトキシ―四―(トリフルオロメチル)フェニル」エタンアミン及  
 びその塩類
- 百四十七 二―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 百四十八 一―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)プロパン―二―アミン及びその  
 塩類
- 百四十九 二―(二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 百五十 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(エチルアミノ)ペンタン―一―オン及び  
 その塩類
- 百五十一 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ヘキサン―一―  
 オン及びその塩類
- 百五十二 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―  
 オン及びその塩類
- 百五十三 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及  
 びその塩類
- 百五十四 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミン  
 及びその塩類
- 百五十五 二―(二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 百五十六 一―(三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル)プロパン―二―アミン及びそ  
 の塩類
- 百五十七 二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 百五十八 二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)―二―メトキシエタンアミン及び  
 その塩類
- 百五十九 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H  
 ―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イルIIアセテート及びその塩類
- 百六十 六 a・七・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―  
 ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イルIIアセテート及びその塩類
- 百六十一 二―「テトラヒドロピラン―四―イル」メチル」―H―インドル―三―イル)  
 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル)メタン及びその塩類
- 百六十二 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル)「二―(四・四・四―ト  
 リフルオロブチル)―H―インドル―三―イル」メタン及びその塩類
- 百六十三 二―(二・四・五―トリクロロ―三・六―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びそ  
 の塩類
- 百六十四 一―(二・四・六―トリメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 百六十五 二―(ナフタレン―二―イル)―二―(ピペリジン―二―イル)酢酸エチルエステル  
 及びその塩類
- 百六十六 二―(ナフタレン―二―イル)―二―(ピペリジン―二―イル)酢酸メチルエステル  
 及びその塩類





- 二百七十四 一―〔二―(三―メチルフェニル)シクロヘキシル〕ピロリジン及びその塩類
- 二百七十五 二―(四―メチルフェニル)―二―(ピペリジン―二―イール) 酢酸メチルエステル及びその塩類
- 二百七十六 一―(四―メチルフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 二百七十七 メチル(二―フェニルプロパン―二―イール)カルバミン酸一―ジメチルエチル及びその塩類
- 二百七十八 二―(二―メチルフェニル)―一―(二―ペンチル―一―H―インドール―三―イール)エタン―一―オン及びその塩類
- 二百七十九 一―〔三―メチルフェニル)メチル〕ピペラジン及びその塩類
- 二百八十 一―(三―メチルフェニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
- 二百八十一 メチル二―(二―(四―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十二 メチル二―(二―(四―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十三 メチル二―(二―(四―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十四 メチル二―(二―(四―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)―三―メチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十五 メチル二―(二―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)―三―フェニルプロパノアート及びその塩類
- 二百八十六 メチル二―(二―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)―三―メチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十七 メチル二―(二―(五―フルオロペンチル)―一―H―ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―三―カルボキサミド)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
- 二百八十八 N―メチル―N―(プロパン―二―イール)―七―メチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 二百八十九 N―メチル―一―(五―メチルチオフェン―二―イール)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 二百九十 三―メチル―二―(四―メチルフェニル)モルフォリン及びその塩類
- 二百九十一 メチル二―(二―(ペンタ―四―エン―一―イール)―一―H―インドール―三―カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類
- 二百九十二 メチル二―(二―(ペンチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類
- 二百九十三 N―メチル―四―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―二―アミン及びその塩類
- 二百九十四 五・六―メチレンジオキシインダン―二―アミン及びその塩類
- 二百九十五 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―二―アミン及びその塩類
- 二百九十六 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン―二―イール(メチル)カルバミン酸一―ジメチルエチル及びその塩類
- 二百九十七 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(プロピルアミノ)ブタン―一―オン及びその塩類
- 二百九十八 一―(三・四―メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類
- 二百九十九 一―(五―メトキシ―一―H―インドール―三―イール)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 三百 (Z)―N―〔三―(二―メトキシエチル)―四・五―ジメチルチアゾール―二―(三H)―イリデン〕―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
- 三百一 五―メトキシ―N・N―ジプロピルトリブタミン及びその塩類

- 三百二 一―メトキシ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イール―一―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
- 三百三 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリブタミン及びその塩類
- 三百四 一―(二―(四―メトキシフェニル)シクロヘキシル)ピペリジン及びその塩類
- 三百五 四―(二―(三―メトキシフェニル)シクロヘキシル)モルフォリン及びその塩類
- 三百六 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
- 三百七 一―(二―(二―メトキシフェニル)―二―フェニルエチル)ピペリジン及びその塩類
- 三百八 N―(四―メトキシフェニル)―N―(二―フェネチルピペリジン―四―イール)ブタンアミド及びその塩類
- 三百九 二―(三―メトキシフェニル)―二―(プロピルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
- 三百十 二―(二―メトキシフェニル)―一―(二―ペンチル―一―H―インドール―三―イール)エタノン及びその塩類
- 三百十一 二―(二―メトキシフェニル)―(二―ペンチル―一―H―インドール―三―イール)メタノン及びその塩類
- 三百十二 四―メトキシフェニル(二―ペンチル―一―H―インドール―三―イール)メタノン及びその塩類
- 三百十三 二―(三―メトキシフェニル)―二―(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
- 三百十四 二―(二―メトキシフェニル)―一―(二―メチルピペリジン―二―イール)メチル―一―H―インドール―三―イール)エタノン及びその塩類
- 三百十五 三―(二―(二―メトキシベンジルアミノ)エチル)キナゾリン―二・四―(H・三H)―ジオン及びその塩類
- 三百十六 N―(二―メトキシベンジル)―二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)エタニン及びその塩類
- 三百十七 N―(二―メトキシベンジル)―N―メチル―一―(四―メチルフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 三百十八 三―メトキシ―二―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類
- 三百十九 五―メトキシ―二―メチル―N・N―ジメチルトリブタミン及びその塩類
- 三百二十 一―(二―メトキシ―四・五―メチレンジオキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 三百二十一 一―(二―メトキシ―四・五―メチレンジオキシフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類
- 三百二十二 二―(二―(モルフォリノエチル)―一―H―インドール―三―イール)(ナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類
- 三百二十三 五―ヨードインダン―二―アミン及びその塩類
- 三百二十四 一―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 三百二十五 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(三・四―メチレンジオキシベンジル)エタニン及びその塩類
- 三百二十六 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ)メチル)フェノール及びその塩類
- 三百二十七 二―(二―ヨード―五―ニトロフェニル)―二―(二―メチルピペリジン―二―イール)メチル)―一―H―インドール―三―イール)メタノン及びその塩類
- 三百二十八 二―(二―ヨードフェニル)―(二―ペンチル―一―H―インドール―三―イール)メタノン及びその塩類



(医療等の用途)

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体及びその機関
- ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
- ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 三 法第六十九条第四項及び第六項に規定する試験の用途
- 四 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途
- 五 法第七十六条の八第一項に規定する試験の用途
- 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                  |
| 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する物                             | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                  |
| 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する物                             | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸シクロヘキシル及びこれを含有する物                            | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸ブチル及びこれを含有する物                                | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 二アミノノール(四―プロモ―二・五―ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれら含有する物 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 一酸化二窒素及びこれを含有する物                                | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)<br>二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |

三 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

|  |                      |   |
|--|----------------------|---|
| インダンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物                                   | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 四 工業用の洗浄剤の用途<br>五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物の用途<br>六 電気絶縁の用途<br>七 噴射剤の用途<br>八 冷媒の用途 |
| 二(エチルアミノ)―二(チオフェニル)―シクロヘキサノン、その塩類及びこれら含有する物                  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)                                  |
| N―エチルノール(四―メトキシフェニル)プロパンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物               | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)                                  |
| 二(一―オキシノール)フェニルプロパンノール(一―イソインドリン)・三―ジオン、その塩類及びこれら含有する物       | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)                                  |
| 一(四―クロロフェニル)プロパンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物                       | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途<br>二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)      |
| 三―ジエチルアミノノール二―ジメチルプロピル四―アミノペンゾアート、その塩類及びこれら含有する物             | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| 一(二・三―ジクロロフェニル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物                          | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| ジフェニル(ピロリジンノール)メタノール、その塩類及びこれら含有する物                          | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| 二(ジフェニルメチル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| 二(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれら含有する物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| 一(二・二―ジフルオロペンゾ[d]―一・三)ジオキソノール五―イソイル)メチル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  |
| 二(ジメチルアミノ)メチル)―一(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれら含有する物        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 | 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)                                  |

|   |  |
|---|--|
| 二一（二・五）ジメトキシフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物                   | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 二一（二・五）ジメトキシ四プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 二一（二・五）ジメトキシ四メチルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物               | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| ナフタレンー一イール（二一ペンチルー一Hーピロールー三イール）メタノン、その塩類及びこれらを含む物       | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                             |
| 一（四）フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（二）フルオロフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物                    | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（三）フルオロフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物                    | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 四一ベンジルピペリジン、その塩類及びこれらを含む物                               | 一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途<br>二 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| 一（ベンゾフランー二イール）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物                   | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 二一（メチルアミノ）メチルー一三・四ージヒドロナフタレンー一（二H）ーオン、その塩類及びこれらを含む物     | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| Nーメチルインダンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物                            | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（三）メチルフェニル）メチル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                     | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| メチルー一フェネチルー四（Nーフェニルプロパナミド）ピペリジンー四カルボキシラート、その塩類及びこれらを含む物 | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                             |
| 一（三・四）メチレンジオキシベンジル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（四）メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（一）（二）メトキシフェニル）ー二フエニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物           | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                             |

|   |  |
|---|--|
| 五ーメトキシー二メチルーN・Nージメチルトリプタミン、その塩類及びこれらを含む物  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 五ーヨードインダンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 一（四）ヨードー二・五ージメトキシフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物   | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| （二）ヨードー五ーニトロフェニル）（二）メチルピペリジンー二イール）メチルー一Hーインドルー三イール）メタノン、その塩類及びこれらを含む物                 | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| カチノン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又はーピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途   |
| 七<br>前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認め用途                                  |  |
| この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  |  |
| 附則（平成一九年二月二日厚生労働省令第一四六号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                          |  |
| 附則（平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号）<br>この省令は、公布の日から施行する。  |  |
| この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |  |
| 附則（平成二〇年二月七日厚生労働省令第一七二号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                          |  |
| 附則（平成二二年一月二日厚生労働省令第一四九号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                          |  |
| 附則（平成二二年八月二五日厚生労働省令第九六号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                          |  |
| 附則（平成二三年四月一四日厚生労働省令第五〇号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                          |  |
| 附則（平成二三年九月二〇日厚生労働省令第一一五号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                         |  |
| 附則（平成二三年二月二日厚生労働省令第一五〇号）抄<br>(施行期日)   |  |
| 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。 |  |
| 附則（平成二四年六月一日厚生労働省令第九〇号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                           |  |
| 附則（平成二四年八月三日厚生労働省令第一二二号）<br>この省令は、公布の日から施行する。   |  |
| この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |  |
| 附則（平成二四年一〇月一七日厚生労働省令第一四六号）<br>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。                        |  |



この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年二月二十四日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年六月二日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年七月二六日厚生労働省令第七七号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百四号)の施行の日(平成二十九年八月二十五日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年八月二九日厚生労働省令第九一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年一〇月三十一日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年二月一九日厚生労働省令第一三三二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日厚生労働省令第八七号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第八十七号)の施行の日(平成三十年七月二十日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年八月二日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年十一月四日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年十二月一九日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三一年二月一九日厚生労働省令第一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年六月二三日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第四十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和元年八月二九日厚生労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年十一月四日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年十二月一七日厚生労働省令第八一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号) 抄

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百二十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則 (令和二年一月一九日厚生労働省令第一八五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年一月二二日厚生労働省令第七七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年一月二九日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

附則 (令和三年三月一五日厚生労働省令第四七号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年九月八日厚生労働省令第一五二二号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百五十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年一月一九日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年三月七日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年六月二八日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇六号)

